日程第2 議案第45号

熊谷市立江南図書館の臨時休館日について

熊谷市図書館条例第2条に基づき、熊谷市立江南図書館について、臨時の休館日を次のとおりとしたい。

臨時の休館日

令和6年1月10日及び11日

説明

江南図書館の空調工事を実施するに当たり、利用者の安全 を確保するとともに円滑に施工するため、臨時の休館日を設 けるものであります。

資料

〇熊谷市立図書館条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 110 号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、図書館 を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置	
熊谷市立熊谷図書館	熊谷市桜木町二丁目 33 番地 2
熊谷市立熊谷図書館熊谷駅前分室	熊谷市筑波二丁目 82 番地
熊谷市立妻沼図書館	熊谷市妻沼東一丁目1番地
熊谷市立大里図書館	熊谷市津田1番地1
熊谷市立江南図書館	熊谷市千代 325 番地 1

一部改正 [平成 18 年条例 48 号・112 号]

(職員)

- 第3条 図書館に館長及び専門的職員を置き、その他必要と認める職員を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成 に努めなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、熊谷市教育委員会規 則で定める。

附則

- この条例は、平成17年10月1日から施行する。
 - 附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 48 号)
- この条例は、平成18年7月1日から施行する。
 - 附 則(平成 18年 12月 27日条例第 112号)
- この条例は、平成19年2月13日から施行する。

〇熊谷市立図書館条例施行規則

平成 17 年10 月 1 日教育委員会規則第 43 号

(目的)

第1条 この規則は、熊谷市立図書館条例(平成17年条例第110号)第4条の 規定に基づき、熊谷市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関 し、必要事項を定めることを目的とする。

(休館日)

- 第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会に諮り、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
 - (1) 熊谷図書館及び大里図書館
 - ア 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日(以下「国民の休日」という。)又は熊谷図書館(美術・郷土展示室を除く。)においては熊谷市立小・中学校管理規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)第 3 条第 6 号に規定する夏季休業日に当た るときを除く。)
 - イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当 たるときを除く。)
 - ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日
 - エ 館内整理日(毎月第1金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たる ときは、第2金曜日とする。)
 - 才 特別整理期間(年間14日以内)
 - (2) 熊谷図書館熊谷駅前分室
 - ア日曜日
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 妻沼図書館及び江南図書館
 - ア 火曜日(この日が国民の休日に当たるときを除く。)
 - イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当 たるときを除く。)
 - ウ 12月28日から翌年の1月4日までの日
 - エ 館内整理日(毎月第1金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たる ときは、第2金曜日とする。)
 - 才 特別整理期間(年間14日以内)
 - 一部改正〔平成 18 年教委規則 5 号・16 号・19 年 17 号・22 年 2 号・31 年 10 号・令和元年 14 号〕

(利用時間)

- 第3条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。
 - (1) 熊谷図書館 午前9時から午後7時まで
 - (2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 午後1時から午後8時まで

- (3) 大里図書館、妻沼図書館及び江南図書館 午前9時から午後7時(利用 日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときは、午後5時)まで
- 2 館長は、必要と認めるときは、教育委員会に諮り、前項に規定する利用 時間を変更することができる。
 - 一部改正 [平成 18 年教委規則 5 号·16 号·19 年 17 号·24 年 6 号· 26 年 1 号·27 年 1 号·30 年 2 号·令和元年 14 号]

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わないものに対しては、図書館の利用 を禁止することができる。

(損害賠償)

第5条 利用者が自己の責に帰すべき事由により、図書館の施設設備又は備品若しくは資料を破損、汚損若しくは亡失したときは、現品又は館長が相当と認める代価をもって賠償しなければならない。

(個人貸出し)

- 第6条 図書館資料の個人館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町 又は寄居町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者
 - (2) 太田市、千代田町又は大泉町に居住している者
 - (3) 館長が特別の理由があると認めた者
 - 一部改正 [平成 18 年教委規則 5 号・19 年 17 号・25 年 6 号・30 年 8 号] (団体貸出し)
- 第7条 図書館資料の団体館外貸出しを受けることのできる団体は、市内の 公共団体、学校、社会教育関係団体、事業所又は館長が認めた団体(以下 「団体」という。)とする。

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

(利用手続)

- 第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書(個人)(様式第1号)を提出するとともに、第6条第1号又は第2号の市又は町に居住する者にあっては住所を証明する書類を、通勤し、又は通学している者にあっては当該書類及び通勤先又は通学先を証明する書類等を提示し、利用カード(様式第2号)の交付を受けなければならない。
- 2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、利用申込書(団体) (様式第3号)を提出し、館長の承認を受け、前項の利用カードの交付を受けなければならない。
- 3 利用カードは、利用の都度提示しなければならない。
- 4 利用カードの記載事項に変更があったとき、又は紛失したときは、速や かに館長に届けなければならない。
- 5 交付を受けた利用カードは、他人又は他の団体に貸与し、又は譲渡して はならない。

一部改正 [平成 25 年教委規則 6 号・27 年 1 号・30 年 8 号]

(貸出し点数及び貸出し期間)

第9条 資料の貸出し点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の 理由により館長が認めるときはこの限りでない。

区分貸出し点数		貸出し期間	
個人	図書	10 点以内	2週間以內
	視聴覚資料	3 点以内(図書とあわせ 10 点 以内とする。)	2週間以内
団体	図書	100 点以内	30 日以内

一部改正〔平成26年教委規則1号・令和4年1号〕

(電子書籍の利用)

第9条の2 電子書籍(インターネットによる利用が可能とされた電磁的記録で、図書館資料(電磁的記録を除く。)と同等の内容を有するものをいう。)の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

追加〔平成29年教委規則2号〕

(貸出し制限)

第10条 館長が特に指定した資料は、貸出しをしない。ただし、館長が特に 必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出しの停止)

第11条 館長は、資料を返却期間内に返却しないものに対し、一定期間資料 の貸出しを制限することができる。

(資料の複写)

- 第12条 図書館所蔵資料に限り、複写(コピー)を受け付ける。
- 2 館長は、複写が不適切と認める場合は、その対象を制限できる。 (著作権法の遵守)
- 第 13 条 複写に当たっては、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条の規 定を遵守する。

(複写の申込み手続き)

- 第 14 条 複写を希望する者は、図書館資料複写申込書(様式第 4 号)を資料と ともに係員に提出する。
 - 一部改正 [平成 25 年教委規則 6 号]

(複写費用)

第 15 条 前条に規定する複写に要する費用は、実費として 1 枚につき白黒複写 10 円を徴収する。

全部改正 [平成 21 年教委規則 10 号]

(資料の管理原則)

- 第16条 資料は、図書館の設置目的に沿って館長が管理する。
- 2 資料は、原則としてすべて公開し、貸出する。

(資料の公開制限)

第17条 館長は、特別な理由があると認めるときは、資料の公開を制限する ことができる。

(貸出し禁止資料)

- 第 18 条 館長は、館外貸出しを禁止する資料を指定することができる。 (移動図書館)
- 第19条 熊谷市を巡回して、資料の貸出し、その他図書館サービスを行うため移動図書館を設けることができる。移動図書館については、本規則を準用する。ただし、第9条に規定する貸出期間は、次の巡回日までとする。 (事務分掌)
- 第20条 熊谷図書館の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 管理サービス係
 - ア 公印の管理に関すること。
 - イ 職員の服務に関すること。
 - ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - エ 広報に関すること。
 - オ 熊谷市立図書館協議会に関すること。
 - カ 統計及び調査に関すること。
 - キ 図書館間の連絡調整に関すること。
 - ク 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
 - ケ 資料の利用に関すること。
 - コ 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
 - サ 行事の企画及び開催に関すること。
 - シ 寄贈及び寄託資料に関すること。
 - ス 移動図書館等館外サービスに関すること。
 - セ その他他の係に属さないこと。
 - ソ 図書館の庶務に関すること。
 - (2) 美術、郷土係
 - ア 美術、郷土資料の収集、保管、展示、利用等に関すること。
 - イ 標本、模写、模型等の資料の作成に関すること。
 - ウ 美術、郷土資料の調査及び記録に関すること。
 - エ解説目録等の編集及び発行に関すること。
 - オ研究会、講座等に関すること。
 - カーその他美術及び郷土に関すること。
- 2 熊谷図書館熊谷駅前分室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 資料の利用に関すること。
 - (2) その他図書館のサービスに関すること。
- 3 妻沼図書館、大里図書館及び江南図書館の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
 - (2) 資料の利用に関すること。

- (3) 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
- (4) 行事の企画及び開催に関すること。
- (5) 寄贈及び寄託資料に関すること。
- (6) その他図書館のサービスに関すること。

全部改正〔平成27年教委規則1号〕、一部改正〔平成29年教委規則5号〕

(職務代理)

- 第 21 条 館長に事故があるときは、副館長がこれを代理し、館長及び副館長 ともに事故があるときは、当該所属の上席の係長がこれを代理する。
 - 一部改正 [平成 27 年教委規則 1 号·30 年 2 号]

(委任)

- 第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
 - 一部改正〔平成27年教委規則1号〕

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館管理規則(昭和54年熊谷市条例第40号)又は妻沼町立図書館管理運営規則(平成5年妻沼町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町立図書館の管理に関する規則(平成8年江南町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

追加〔平成19年教委規則17号〕

附 則 (平成 18 年 1 月 11 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月7日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成19年1月10日教委規則第17号)

この規則は、平成19年2月13日から施行する。

附 則 (平成19年6月8日教委規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月1日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第5号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年9月11日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 2 月 8 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日教委規則第6号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成25年12月2日教委規則第6号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年1月14日教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 27年2月3日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29年1月11日教委規則第2号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 27 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30年1月11日教委規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年7 月 5 日教委規則第8号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 26 日教委規則第 10 号)

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

附 則(令和元 年11月8日教委規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月1日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年3月1日教委規則第1号)

この規則は、令和4年3月1日から施行する。